

青森県上北福祉事務所

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度～平成29年度にかけては微増、平成29年度以降は、減少傾向である。

令和5年度～令和6年度の町村別の被保護世帯数は、野辺地町及び東北町が減少、このほかの町村が増加している。

① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

*指数は、令和2年度を100とした場合の数値である。

区分 年度	世帯数	指数	対前年度比
令和2年度	1,096	100.0	—
令和3年度	1,086	99.1	99.1
令和4年度	1,076	98.2	99.1
令和5年度	1,068	97.4	99.3
令和6年度	1,066	97.3	99.8

② 町村別被保護世帯数（令和6年度 単位：世帯数）

*各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理により計が一致しないことがある。

区分 町村名	世帯数	対前年度比
野辺地町	218	99.5
七戸町	203	101.5
六戸町	91	102.2
横浜町	95	101.1
東北町	336	98.0
六ヶ所村	123	100.8
計	1,066	99.8

ア 令和6年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は令和2年度の68.3%から73.2%と4.9ポイントの増加、その他世帯は令和2年度の8.5%から9.3%と0.8ポイント減少している。

また、母子世帯は令和2年度の1.9%から1.0%と0.9ポイントの減少、傷病・障害世帯は令和2年度の21.3%から16.5%と4.8ポイント減少している。

①世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

*各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理により計が一致しないことがある。

区分 年度	高齢			母子	傷病・障害			その他			
	単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計	
令和2年度	666	83	749	21	176	57	233	42	51	93	
令和3年度	666	87	753	16	176	53	229	42	46	88	
令和4年度	670	86	756	16	178	44	222	41	40	81	
令和5年度	687	78	765	13	168	37	205	41	44	85	
令和6年度	711	69	780	11	142	34	176	52	47	99	
令和6年度内訳	野辺地町	140	12	152	2	30	8	38	18	7	25
	七戸町	128	13	141	3	30	8	38	7	14	21
	六戸町	66	5	71	1	10	2	12	6	2	8
	横浜町	62	4	66	1	12	5	17	3	8	11
	東北町	240	24	264	3	37	7	44	12	14	26
	六ヶ所村	76	12	88	1	22	4	26	6	3	9

イ 令和6年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は7.9%で、令和2年度の8.9%に比べ減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

*各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理により計が一致しないことがある。

区分 年度	働いている者がいる世帯						無稼働 世帯員効	
	世帯主が働いている							
	常用	日雇	内職	その他	計			
令和2年度	50	2	3	14	69	29	998	
令和3年度	40	2	4	14	60	27	999	
令和4年度	44	2	4	12	62	25	989	
令和5年度	46	1	4	9	60	23	986	
令和6年度	48	2	2	10	62	22	983	
令和6年度内訳	野辺地町	14	1	0	3	18	5	195
	七戸町	9	0	1	0	10	6	186
	六戸町	6	1	1	3	11	1	80
	横浜町	5	0	0	1	6	2	87
	東北町	13	0	0	3	16	6	315
	六ヶ所村	1	0	0	0	1	2	120

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度～平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成27年度～平成29年度は横ばい、平成30年度以降は減少傾向である。

令和5年度～令和6年度の町村別の被保護人員は、七戸町及び横浜町が増加、このほかの町村が減少している。

① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

区分 年度	人員数	対前年度比
令和2年度	1,366	—
令和3年度	1,342	98.2
令和4年度	1,305	97.2
令和5年度	1,277	97.9
令和6年度	1,262	98.8

② 町村別月平均被保護人員（令和6年度 単位：人）

区分 町村名	人員数	対前年度比
野辺地町	252	98.4
七戸町	251	100.8
六戸町	102	99.0
横浜町	117	100.9
東北町	393	97.5
六ヶ所村	147	98.0
計	1,262	98.8

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっていたが、平成29年度以降は減少傾向である。

令和5年度～令和6年度の町村別の保護率は、六戸町及び六ヶ所村が減少し、このほかの町村が横ばいもしくは増加している。

① 町村別保護率（単位：% 人口千人対）

年度 町村名	2	3	4	5	6
野辺地町	23.0	22.4	22.3	22.1	22.2
七戸町	17.8	18.1	17.8	18.0	18.5
六戸町	10.9	10.1	10.2	10.1	10.0
横浜町	31.7	30.3	30.4	28.5	29.7
東北町	24.5	24.8	24.6	25.5	25.5
六ヶ所村	16.3	16.5	16.0	14.9	14.8
管内	19.9	19.8	19.6	19.5	19.6
県	23.4	23.1	23.0	23.0	23.0
国	16.3	16.2	16.2	16.3	16.2

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

令和2年度以降の保護の申請件数は150～180件台、保護の開始件数は100～130件台で推移している。令和6年度は直近5年度間で保護の申請件数が最も多かった。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

区分 年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
令和 2年度	162	126	32	4	149
令和 3年度	151	105	39	10	115
令和 4年度	175	121	47	5	138
令和 5年度	185	138	40	7	138
令和 6年度	191	133	56	2	135

(5) 保護費の状況

令和6年度における保護費の支出総額は、約19億8,000万円であり令和5年度の約19億7,000万円に比べ約0.5%増加している。

(単位：円)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	出産扶助	医療扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立給付金	進学準備給付金	施設事務費	計
野辺地町	109,164,824	40,660,194	282,880	75,270		3,443,701	232,342	1,087,119			11,809,488	166,755,818
七戸町	99,228,583	35,047,248	505,095	21,660		4,051,364	244,440	210,390	123,261		7,352,440	146,784,481
六戸町	39,393,487	15,195,717	79,050			1,081,647		175,228			8,915,590	64,840,719
横浜町	47,848,251	14,514,890		2,014		1,190,180	134,692	586,314	55,176	300,000	14,561,315	79,192,832
東北町	172,542,606	70,516,956	120,526	390,640		6,547,927	989,092	954,440	83,646	300,000	14,008,524	266,454,357
六ヶ所村	73,806,541	12,993,846	271,522	5,008		2,183,288	332,771	746,570		600,000	7,845,563	98,785,109
支払基金支払分 (医療扶助)						1,049,925,846						1,049,925,846
国保連支払分 (介護扶助)				106,017,697								106,017,697
合 計	541,984,292	188,928,851	1,259,073	106,512,289		1,068,423,953	1,933,337	3,760,061	262,083		64,492,920	1,978,756,859

2 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則として児童相談所が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3 母子（父子・寡婦）福祉

（1）母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

令和2年度から令和6年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	2	3	4	5	6
生 活 一 般	住 宅	1	3	4	0	1	
	医 療 ・ 健 康	0	2	1	0	2	
	家 庭 紛 争	1	0	1	0	0	
	就 労	53	21	25	20	19	
	結 婚	0	0	0	0	0	
	養 育 費	3	0	0	0	2	
	借 金	4	1	0	0	1	
	そ の 他	6	2	0	0	4	
	小 計	68	29	31	20	29	
児 童	養 育	23	3	0	3	1	
	教 育	0	13	0	2	2	
	非 行	0	0	0	0	0	
	就 職	2	3	1	1	0	
	そ の 他	0	0	0	0	1	
	小 計	25	19	1	6	4	
経 済 活 援 援 護	母子・父子福祉資金	770	499	395	386	263	
	寡婦福祉資金	6	20	2	1	4	
	公的年金	0	0	0	0	0	
	児童扶養手当	0	1	0	0	0	
	生活保護	0	0	0	0	0	
	税	0	1	0	0	0	
	そ の 他	3	4	0	0	0	
	小 計	779	525	397	387	267	
そ の 他	売店設置(25条)	0	0	0	0	0	
	たばこ販売(26条)	0	0	0	0	0	
	母子世帯向公営住宅(27条)	0	0	0	0	0	
	母子福祉施設の利用	0	0	0	0	0	
	母子生活支援施設(38条)	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	0	
	合 計	872	573	429	413	300	

(十和田市及び三沢市を含む)

(2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

令和6年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となつた。

（単位：円）

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	6	3,483,840	9	6,636,000	15	10,119,840	1	300,000	5	4,733,200	6	5,023,200	2	1,025,000	0	0	2	1,025,000
高校（国公立）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修（国公立）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（国公立）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	800,000	0	0	1	800,000
高校（私立）分	2	624,000	4	1,848,000	6	2,472,000	1	300,000	2	1,260,000	3	1,560,000	0	0	0	0	0	0
専修（私立）分	0	0	1	1,518,000	1	1,518,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（私立）分	4	2,859,840	4	3,270,000	8	6,129,840	0	0	3	3,463,200	3	3,463,200	1	225,000	0	0	1	225,000
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	4	942,000	0	0	4	942,000	0	0	1	120,000	1	120,000	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	4	1,284,000	0	0	1	1,234,000	2	618,000	0	0	2	618,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	1	120,000	0	0	1	120,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	1	102,000	0	0	1	102,000	1	300,000	0	0	1	300,000	0	0	0	0	0	0
専修分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	2	1,012,000	0	0	2	1,012,000	1	318,000	0	0	1	318,000	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	5,659,840	9	6,636,000	23	12,295,840	3	918,000	6	4,843,200	9	5,761,200	2	1,025,000	0	0	2	1,025,000

(3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

令和6年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、63.5%で令和5年度の63.2%より0.3ポイント増加した。また、収入未済額は、令和5年度の23,587,023円に比べ1,622,328円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、令和5年度と同値の100%となった。父子福祉資金の償還率は、84.8%で令和5年度の97.6%より12.8ポイント減少した。

収入未済の解消については、定期的に収納未済対策会議を開催の上、償還指導を行っている。

(単位：円)

種別	調定年度	現年度				過年度				計					
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
母子 福 祉 資 金	元 金	36,585,503	35,047,801	1,537,702	95.8%	23,599,420	3,173,649	0	20,425,771	13.4%	60,184,923	38,221,450	0	21,963,473	63.5%
	利 子	11,963	11,610	353	97.0%	1,669	800	0	869	-	13,632	12,410	0	1,222	91.0%
	計	36,597,466	35,059,411	1,538,055	95.8%	23,601,089	3,174,449	0	20,426,640	13.5%	60,198,555	38,233,860	0	21,964,695	63.5%
(県合計)		184,811,882	171,373,560	13,438,322	92.7%	245,317,019	27,566,391	5,969,530	211,781,098	11.2%	430,128,901	198,939,951	5,969,530	225,219,420	46.3%

種別	調定年度	現年度				過年度				計					
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
父子 福 祉 資 金	元 金	361,350	300,450	60,900	83.1%	40,308	40,308	0	0	100.0%	401,658	340,758	0	60,900	84.8%
	利 子	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	計	361,350	300,450	60,900	83.1%	40,308	40,308	0	0	-	401,658	340,758	0	60,900	84.8%
(県合計)		3,591,444	3,441,517	149,927	95.8%	370,451	87,127	0	283,324	23.5%	3,961,895	3,528,644	0	433,251	89.1%

種別	調定年度	現年度				過年度				計					
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
寡婦 福 祉 資 金	元 金	1,151,316	1,151,316	0	100.0%	0	0	0	0	-	1,151,316	1,151,316	0	0	100.0%
	利 子	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	計	1,151,316	1,151,316	0	100.0%	0	0	0	0	-	1,151,316	1,151,316	0	0	100.0%
(県合計)		4,419,785	4,374,125	45,660	99.0%	4,105,749	401,241	1,348,918	2,355,590	9.8%	8,525,534	4,775,366	1,348,918	2,401,250	56.0%

4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当所では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成26年1月から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる)が施行されたことに伴い、平成14年4月から当所も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と女性等相談支援員1名が対応している。

令和6年度の女性相談の相談者数は28人で、延件数は90件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は28人、延件数は81件で、すべて女性からの相談となっている。

また、ストーカー被害者に関する相談については、0件となっている。

(1) 女性相談受付状況

①相談件数

年度		来所による相談 (再掲) の外 相 國 人 か ら	巡回相談 出張相談 による相談	電話相談 (再掲) 夜間相談 (17時以 降の電話 相談)	メ ール	S N S	そ の 他	合 計
2	実人員(人)	5		7				12
	相談延べ件数 (件)	16		9				25
3	実人員(人)	6		2	3			11
	相談延べ件数 (件)	8		6	13			27
4	実人員(人)	19		1	6			26
	相談延べ件数 (件)	23		1	24			48
5	実人員(人)	5		1	5			11
	相談延べ件数 (件)	9		2	8			19
6	実人員(人)	13		1	14			28
	相談延べ件数 (件)	27		5	58			90

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 關	支 援 セ ン タ ー	他 の 女 性 相 談	支 援 員 他 の 女 性 相 談	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ エ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他	
2	来所・巡回等	5	3						1	1								
	電話	7	5							2								
	計	12	8						1	3								
3	来所・巡回等	8	7							1								
	電話	3	3															
	計	11	10							1								
4	来所・巡回等	20	12				1			5			1			1		
	電話	6	3				1									2		
	計	26	15				2			5			1			3		
5	来所・巡回等	6	2					1		2							1	
	電話	5	4							1								
	計	11	6					1		3							1	
6	来所・巡回等	14	9					1		3	1							
	電話	14	11				1		2									
	計	28	20				1	1	2	3	1							

③主訴（実人員）

平成 22 年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人間関係												経済問題			医療関係			住 居	帰 住	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 團 関 係	※ 5 条 違 反
		夫 等 の 暴 力	夫 等 の 暴 力 中 毒 ・ 酒 乱	離 婚 問 題	そ の 他 の 暴 力	住 居	帰 住	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 團 関 係	※ 5 条 違 反														
2	12	8	2										1						1						
3	11	7	2	1									1												
4	26	20	1			1	1			2						1									
5	11	6	2																	3					
6	28	15	10	1												1					1				

※売春防止法 5 条 売春をする目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又 2 万円以下 の罰金に処する。

- 一 公衆の目に触れるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目に触れるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送	他府県の女性相談支援センターや他へ移送	その他の関係機関・施設へ移送	助言・指導のみ	その他	合計
年度	2					1			7	4	12
	3								6	5	11
	4					1			11	14	26
	5								11		11
	6					1			27		28

（2）配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成 26 年 1 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成 26 年 1 月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。

(延べ件数)

年度		合計			合計	加害者との関係					
						配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
			女性	男性		届出有	届出なし	届出無不明		交際相手	元交際相手
2	来所	10	10		10	7			2		1
	電話	13	13		13	10			2		1
	その他										
	合計	23	23		23	17			4		2
3	来所	10	10		10	7	2				1
	電話	13	11	2	13	10	2				1
	その他	5	5		5	5					
	合計	28	26	2	28	22	4				2
4	来所	22	22		22	20					2
	電話	21	21		21	18					3
	その他	0	0		0	0					
	合計	43	43		43	38					5
5	来所	9	8	1	9	9					
	電話	8	8		8	8					
	その他	2	2		2	2					
	合計	19	18	1	19	19					
6	来所	27	27		27	26			1		
	電話	52	52		52	52					
	その他	2	2		2	2					
	合計	81	81		81	80			1		

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0
5	0	0	0
6	0	0	0

③第 6 条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0
5	0	0	0
6	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 6 条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度	合 計	女 性	男 性	通 報
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
4	0	0	0	0
5	0	0	0	0
6	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

※「通報」の欄は、③の第 6 条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

(3) ストーカー行為等に関する相談

①相談件数 (延べ人数)

合 計		
	女性	男性
0	0	0